

5. 夜間部(第二部)または通信制の学校卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部) または通信制の学校卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部) または通信制の学校在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。(例: 夜間大学の方は高等学校、夜間高校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

6. 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」について

(1) 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」とは

主任技術者の要件を満たした後^{*1}、専任の監理技術者又は特例監理技術者(以下、専任の監理技術者等)の配置が必要な工事に配置され、専任の監理技術者等の指導を受けた2年以上の実務経験を指します。該当する場合は、P2の受検資格のうち(注2)印のついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。

「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」は、下記項目のすべてに該当している必要があります。

- 所属している会社が特定建設業者であり、発注者から直接建設工事を請け負った工事である。(下請負人として実施した工事は該当しません)
- 専任の監理技術者^{*2}又は特例監理技術者^{*3}の配置が必要な工事である。
- 受検者と指導を行った専任の監理技術者等は、同一会社に所属している。

*1 ここでいう主任技術者の要件は次のいずれかです。

- ・高等学校、専門学校専門課程の指定学科を卒業後、5年以上の実務経験
- ・2級建築施工管理技士を取得

*2 専任の監理技術者

- ・監理技術者…発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の総額が下表①の金額以上となる工事の場合は、監理技術者を配置しなければなりません。
- ・専任とは……工事一件の請負金額が下表②の金額以上のもので、①国、地方自治体等が発注する公共的工作物の建築工事、②学校、デパート等のように多数の人が利用する施設の建築工事には、専任(他の工事現場との兼務は不可)で配置しなければなりません[個人住宅を除いてほとんどの建築工事が対象となります]。

*3 特例監理技術者

上記の専任の監理技術者について、主任技術者要件を満たす1級建築施工管理技士補を監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置する場合には、二つまでの工事現場の監理技術者を兼務できるとされています。このときの監理技術者を特例監理技術者と称します。

注意事項

表① 監理技術者の配置が必要となる下請契約の総額の下限

	H28.5.31以前	H28.6.1～R4.12.31	R5.1.1以降
建築一式工事	4,500万円	6,000万円	7,000万円
建築一式工事以外	3,000万円	4,000万円	4,500万円

表② 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金の下限

	H28.5.31以前	H28.6.1～R4.12.31	R5.1.1以降
建築一式工事	5,000万円	7,000万円	8,000万円
建築一式工事以外	2,500万円	3,500万円	4,000万円

(2) 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」の証明書類

(1) の要件を満たし、実務経験の短縮を受けるには「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」を提出していただく必要があります。用紙は、本財団ホームページより入手してください。

注 申込後の加筆訂正、再提出は一切できません。不備・不足がある場合は、受検できません。

注 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚した場合は、告発を含め厳正に対処します。